

**第5回 法曹養成制度検討会議
文部科学省 説明資料**

**法学未修者教育に関する現状と課題、
充実方策について**

平成24年12月18日(火)

法科大学院改革の推進状況

◎旧来の制度を改め、プロセスとしての法曹養成を導入

プロセスとしての法曹養成

21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹の養成を目指す

- 法科大学院を中核とするプロセス養成の整備
- 法曹人口の大幅な拡大（年間3,000人を目標）
- 法科大学院の教育水準（約7～8割の者が司法試験に合格できるよう充実した教育）
- 法科大学院の参入を広く認める仕組み
- 認証評価の実施

【教育上の成果】

- ・ 多様な人材の受入れの実現
- ・ 教育課程を通じて法的素養を培う教育方法等の確立
- ・ リーガルマインドに基づく課題解決能力等の涵養
- ・ 体験的な学修機会の提供
- ・ 理論と実務の架橋の確立

「第1の改革」を実施

■顕在化した課題

- 入口（法科大学院入学）と出口（司法試験合格者）のミスマッチによる合格率の低迷
- その他、教育の質、評価、志願者の減少に伴う入学者の確保など、質の向上が課題

【第1の改革（H21.4～）】

- ◎ 教育体制の見直し
 - ・ 入学定員の縮減
 - ・ 競争倍率確保の指導
 - ・ 課題校への公的支援の見直し
- ◎ その他総合的な改善方策
 - ・ 教育の質の改善
 - ・ 評価システムの改善
 - ・ 入学者の質の確保

【第1の改革】の結果

- 教育体制の見直し
 - ・ 実入学者は5,784人から3,150人へ
 - ・ 5校が学生募集停止を発表
- 質の向上方策
 - ・ 進級判定の厳格化により、標準修業年限修了率は80.6%から68.7%へ

「第2の改革」を推進中

■現在抱える課題

● 法科大学院ごとの差の拡大

- ・ 「3年連続で司法試験合格率が全国平均の半分未満等」又は「2年連続で入学定員充足率が50%未満」の大学が27校（ただし、27校のH24入学者の合計が、全体に占める割合は8.5%まで減少）

1. 公的支援の更なる見直し

● 法学未修者教育の充実

- ・ 多様な人材の確保のため、法学未修者教育を改善する必要

2. 中教審にWGを設置し検討

- ◎ 「法科大学院教育改善プラン」を策定し、1、2の改善方策を軸に、第2の改革をH24年7月から推進中

◎法科大学院を中核とするプロセス養成の充実に向けた改革を実施

司法制度改革における『法曹の多様性の確保』の基本的な考え方

(平成13年6月 司法制度改革審議会意見書)

現在の法曹養成制度は、21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹を養成するための仕組みとして、多様な人材の確保を目指して制度設計されたものである

■ 法曹の多様性の確保

- 今後、国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化することが予想される中で、21世紀の司法を支えるための人的基盤の整備としては、プロフェッションとしての法曹(裁判官、検察官、弁護士)の質と量を大幅に拡充することが不可欠
- 21世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要で、社会人等経験者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数受け入れるため、法科大学院は学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放することが必要

※ 法科大学院は、標準の修業年限を3年とし、法学の基礎的な学識を有すると認められる者(法学既修者)に限り、30単位を超えない範囲で単位を修得したものとみなし、2年で修了できる仕組みとなっている。

法学未修者教育に関する量的な課題

入口と出口のミスマッチにより、司法試験合格率が低迷しており、特に法学未修者については、法学既修者と比べて累積合格率が著しく低迷している

《顕在化した課題》

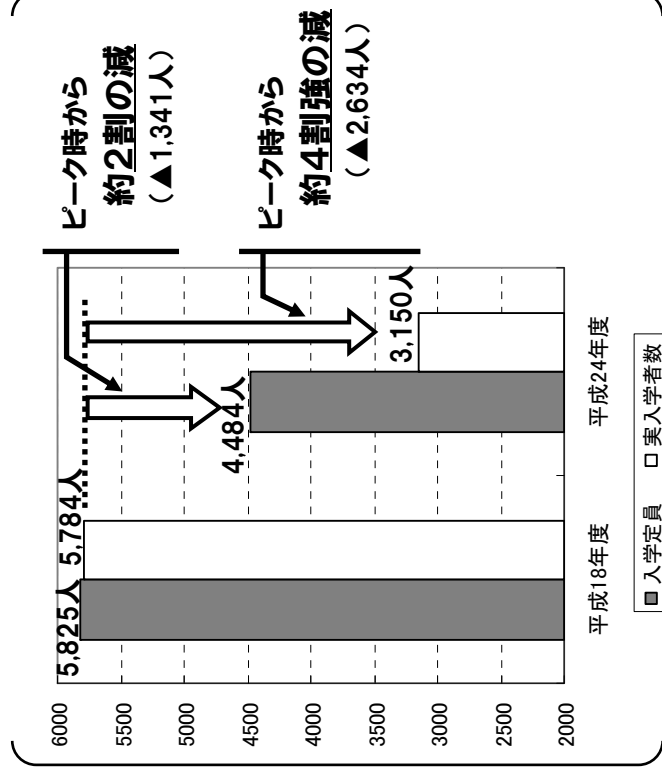
■ 入口(法科大学院入学者)と出口(司法試験合格者)のミスマッチによる合格率の低迷

- ・入学者はピーク時の平成18年度で約5,800人
- ・司法試験合格者数は年間2,000人程度で推移
- ・その結果、司法試験合格率は低迷
(平成24年の単年度合格率は約25%)

■ 法学既修者と法学未修者との累積合格率の差

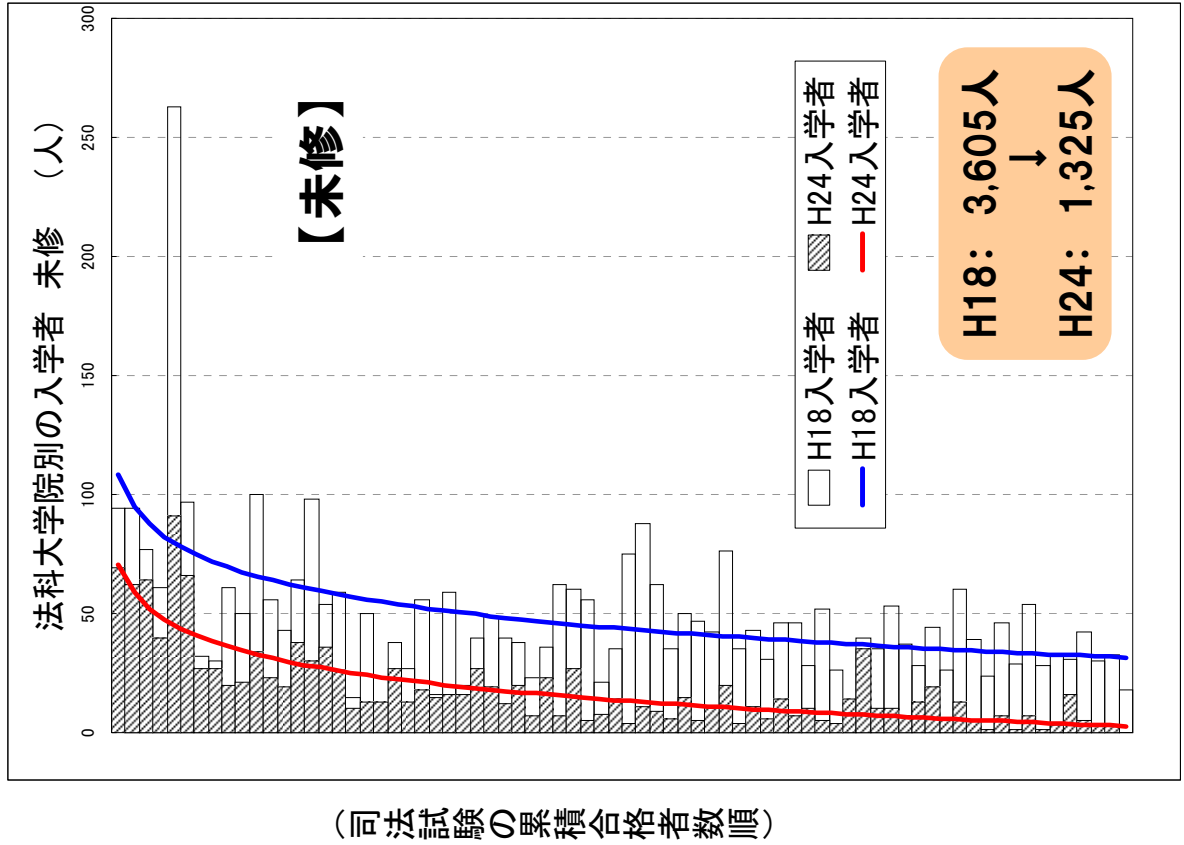
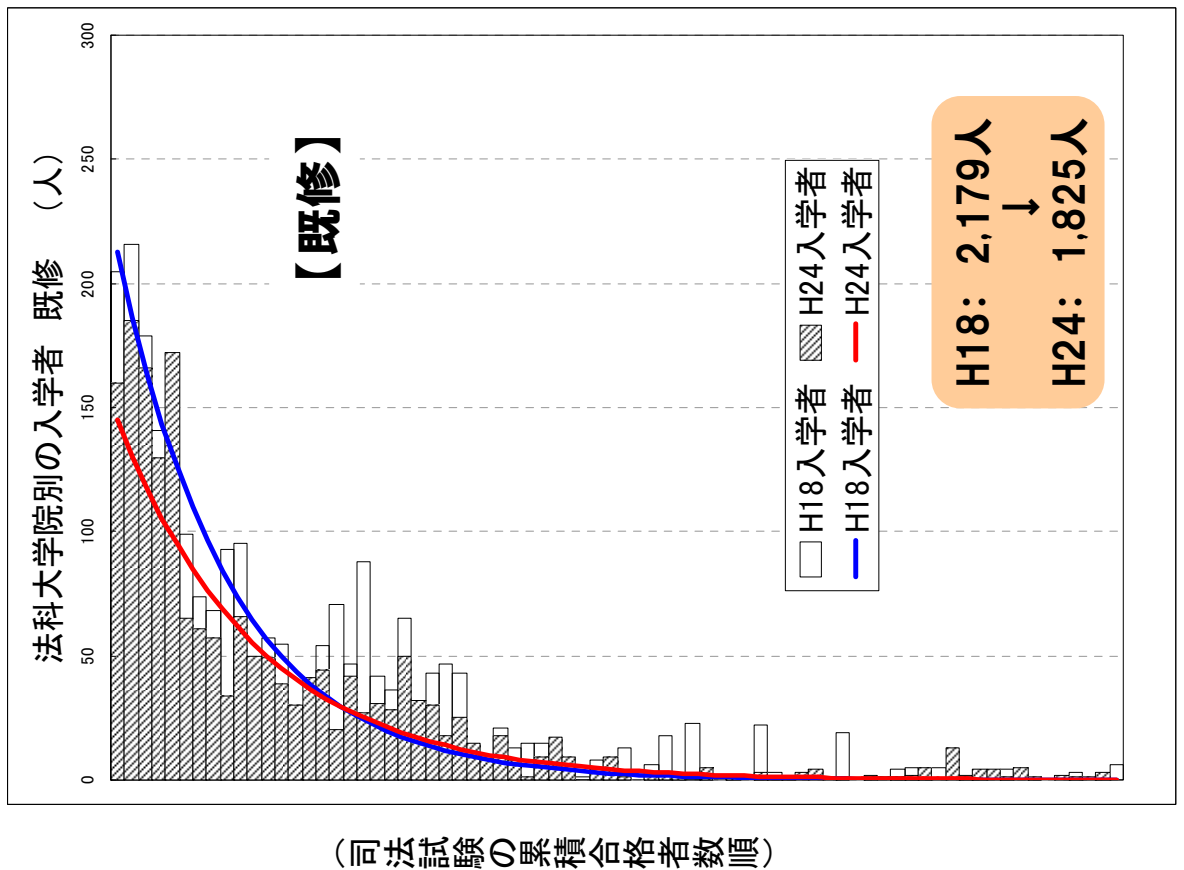
既修者 61.2%
未修者 29.6%

【参考】入学定員と実入学者数全体の变化



【参考】法学未修者に関する入学者の状況

法学未修者を中心として、入学者数は平成18～24年度にかけて大幅に減少



量的な課題の改善の方向性

入口と出口のミスマッチによる司法試験合格率の低迷は、今後改善する見込み

【現状の入学者数の水準(H24年度3,150人)を基にした司法試験累積合格率のシミュレーション】

■ 現状の入学者数(H24年度)と司法試験合格者数が、未修者・既修者ともに数年間継続すると仮定した場合の累積合格率

	合計		既修者		未修者	
	【参考】 平均修了者 (H17~23年度)	H24入学者	【参考】 平均修了者 (H17~23年度)	H24入学者	【参考】 平均修了者 (H17~23年度)	H24入学者
司法試験受験者数(単年・試算) [A]	4633	3150	1965	1825	2668	1325
司法試験の平均合格者数 [B]	2000	2000	1207	1207	793	793
累積合格率(試算) [B/A]	43.2%	63.5%	61.4%	66.1%	29.7%	59.8%

※司法試験の平均合格者数を2,000人として算出

➤ 文部科学省としては、引き続き大学に対して自主的・自律的な組織見直しを促進するため、本年9月、『公的支援の更なる見直し』を決定し、その取組を加速させている。

多様なバックグラウンドを有する法学未修者の入学状況

法学未修者の入学者数が大幅に減少し、多様なバックグラウンドを有する人材の確保が困難

■多様な法学未修者の大幅な減少

※平成24年12月時点のデータ

H18入学者(3,605人)のうち

【非法学部出身者】 1,323人

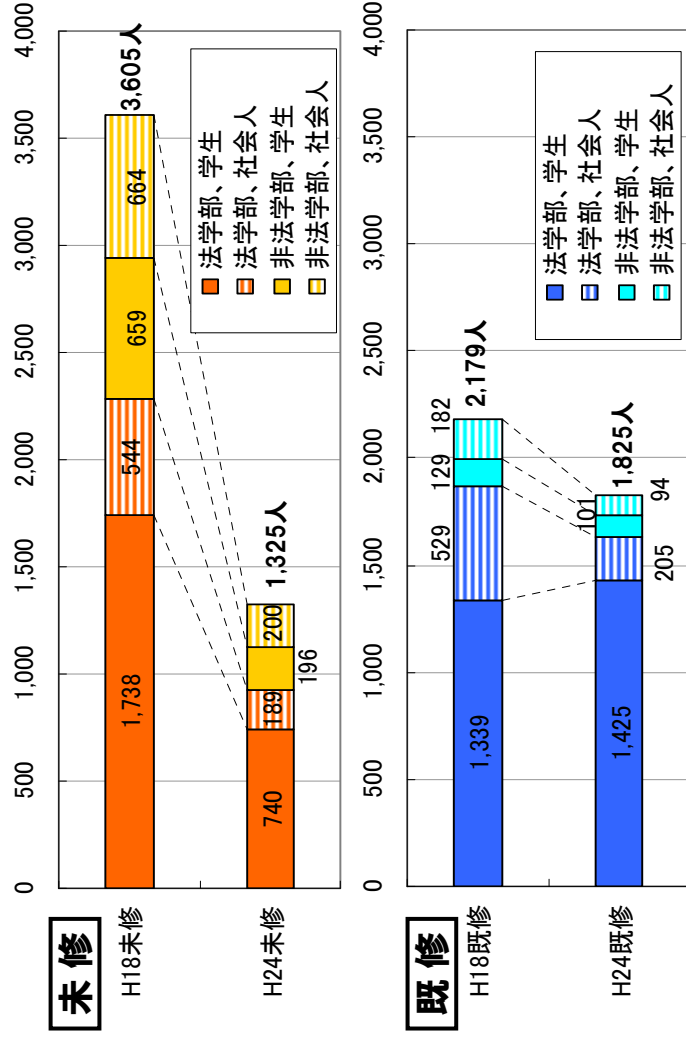
【社会人出身者】 1,208人

H24入学者(1,325人)のうち

396人 (約70%の減)

389人 (約68%の減)

■法学未修者と法学既修者の入学者数内訳と変化



このような状況が続くと、

多様なバックグラウンドを有する人材の確保が困難となるおそれ

※平成24年12月時点のデータ

法学未修者教育における課題と改善方策の方向性

司法制度改革の理念に基づき、多様なバックグラウンドを有する者に充実した教育を行うことで、**法学未修者が安心して法科大学院で学び、法曹を目指す環境整備が課題**

《法学未修者教育の質に関する4つの課題》

①『法学部以外の学部出身者』を巡る課題

- ・ 法学に関する専門的知識や、学修を進める前提の基盤がない 等

②『法学部出身者』を巡る課題

- ・ 法学を初めて学ぶ者との間で差があり、学修意欲等の面で全体に影響を及ぼす可能性 等

③『社会人経験を持つ者』を巡る課題

- ・ 仕事を続ける社会人が学修しやすい環境の不足 等

④これら多様な者が混在して学ぶことに関する課題

- ・ それぞれの学生の到達度には差があり、同一の教育課程の中で三者が混在して学ぶため、それぞれに対するきめ細やかな対応を取ることが難しい

- このため**中教審WG**では、法学未修者教育の抜本的な**充実方策を検討し、その結果をとりまとめた**ところであり、今後、下記の2つの観点から充実方策の具体化に向けて更に検討。

<具体的な方策>

1. システム改革に向けた検討

- 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討
- 基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討
- 法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討

2. 入学前から卒業後を一貫した充実方策

- 「入学前」、「入学後」、「卒業後」における充実方策
- 充実した教育体制・支援体制の整備

【参考】法学未修者教育の充実方策① (システム改革に向けた検討)

中教審WGにおいて、法学未修者教育の充実に向けて、以下の3つの観点から『システム改革』を検討

(1) 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討

《検討の狙い》

- ① 法的素養・思考力等の修得程度を、教育課程の各段階で客観的に把握し、その後の教育指導に活用
- ② 次年次に進級し、新たな学修に取り組みることが適当かを厳格に判定できる新しい体系的な仕組の導入の検討



改革案

- 2年次進級時に、「共通到達度確認試験(仮称)」を導入するなど厳格な進級判定の仕組の検討
- 3年次進級時に、その後の学修に必要な法的知識・能力の修得を厳格に判定する仕組の検討

(2) 基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討

《検討の狙い》

- 学修の出発点である1年次に、公法系・民事系・刑事系の基本的な法律基本科目をより重点的に教育することで、法学の基礎・基本の修得の徹底を図る



改革案

- 1年次は憲法・民法・刑法など基本的な法律科目をより重点的に教育
- 他学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮し、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修を一部免除することができる仕組みを検討

(3) 法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討

《検討の狙い》

- 入学者選抜で、法律の試験を実施しないため、入学後に、法学になじめない者が一部生じる現状の改善



改革案

- 入学者選抜において、法的なセンスの判定精度を高めるための手法等の改善・見直しの検討

【参考】法学未修者教育の充実方策② (入学前から卒業後を一貫した充実方策)

中教審WGにおいて、「入学前」、「入学後」、「卒業後」という一連の流れを通じて、多様な学生に対し、きめ細やかな指導や学修支援などの充実方策を推進

■入学前から卒業後を一貫した充実方策について

(1)「入学前」における充実方策

- 法科大学院志望者への入門的な教育機会提供の促進
- 法科大学院入学予定者に対する学修支援の促進 等

(2)「入学後」における充実方策

- 到達目標の設定や法学の基礎・基本の徹底など教育内容の改善
- 講義の適切な活用や小テスト・ICT等を活用した学修定着・理解度把握の推進など教育方法等の改善 等

(3)「卒業後」における充実方策

- 修了生への学修支援や卒業後の動向把握・就職支援等の充実 等

(4)充実した教育体制・支援体制の整備

- FDなど教員の資質向上の促進や、昼夜開講・長期履修制度の活用といった教育支援体制の整備 等

【主な方策例】

- ・ 法学に関する入門教材の作成や、インターネット等を活用した法学講座の配信
- ・ 入学前ガイダンスの実施や、入門用の基本書・教材の紹介及び学修の奨励 等

【主な方策例】

- ・ 講義形式を中心とする基礎的な授業科目の充実や、法的文書作成に係る授業科目の設定
- ・ ICT等を利用し、授業科目の単元毎に小テスト、中間テスト等の実施 等

【主な方策例】

- ・ 修了生に対する授業や学校施設の開放の促進や、就職支援を含む相談体制の確立・充実 等

【主な方策例】

- ・ 国内外からの外部講師の招聘、着実な教育成果をあげる法科大学院の授業見学などのFD活動
- ・ 地域ごとにかくつかの法科大学院が共同した夜間開講コースの充実 等